

“ぎゅっと”カーよしだの災害時等対応について

1 背景

8月の南海トラフ地震情報臨時情報の発表、8月下旬から9月初旬にかけ台風10号が襲来した。特に台風10号は、高速道路の通行止めや公共交通機関への影響が大きく、当町においても大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報が発令され、町内に避難所が開設される等の影響が出た。

“ぎゅっと”カーよしだの運行主体である町は、運休の検討にあたり、関係する公共交通機関の運行状況の情報収集をおこなったところ、東名高速道路の通行止めによる影響でしずてつジャストラインの特急静岡相良線のみが運休していた。他の町内を走るバス2路線（島田静波線・藤枝相良線）は運行しており、道路管理者による運行中止の指示が出ていないことを鑑み、“ぎゅっと”カーよしだの運行を継続した

現状では運行・運休の判断基準がないため、今後の災害時等の対応についてその基準を定める。

2 “ぎゅっと”カーよしだ災害時等対応

(1) 運休の種類

- (a) 運行打ち切り（部分運休）
- (b) 計画運休（事前運休）：72時間前に「運休の可能性」を検討、24時間前に「詳しい運行計画」を明らかにする。

(2) 運休の判断

- ① 吉田町地域防災計画の資料1.3－9災害時等の動員配備体制とその基準」における配備基準の区分が「非常配備体制」の状態においては運休とする。
- ② 運行事業者が危険と判断した時点で町と協議して判断する。
- ③ 計画運休の場合は、上記①②が想定される場合に運行主体が判断する。
- ④ その他運行主体が運休と判断した場合。

(3) 運休時の周知方法

- ① “ぎゅっと”カーよしだ受付サイトへの運休情報の掲載と受付停止
- ② 町ホームページ、公式LINEによる情報発信
- ③ 利用者（予約済みの会員に限る）への運休連絡
 - ア 平日（8：00～16：30）：アイシンコールセンターから連絡
 - イ 土日祝日・平日の電話予約時間外：町から連絡

資料1. 3-9 災害時等の動員配備体制とその基準

(1) 「災害時等の配備体制とその基準」

(令和5年4月1日現在)

配 備 基 準				
区分	情報収集体制	警戒配備体制		非常配備体制 (災害対策本部設置)
		第1次	第2次	
風水害	大雨注意報、洪水注意報及び高潮注意報のいずれかが発表された場合 【水防第1配備】	(1) 大雨警報、洪水警報、高潮警報及び暴風警報のいずれかが発表された場合 (2) 対象河川※が「水防団待機水位」を超え更に水位の上昇が見込まれる場合 【水防第2配備】	(1) 対象河川※が「はん濫注意水位」を超え更に水位の上昇が見込まれる場合 (2) 大雨（土砂災害）警報の発表又は土砂災害の前兆現象が発見された場合 【水防本部設置】	(1) 対象河川※が「避難判断水位」に達するおそれがある場合 (2) 「特別警報」が発表された場合 (3) 「土砂災害警戒情報」が発表された場合 (4) 高潮に関する「駿河海岸水防警報（距離確保）」が発表された場合 (5) 町内の広域に大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合 (6) その他町長が必要と認めた場合
地震	震度3の地震が観測された場合	震度4の地震が観測された場合		震度5弱以上の地震が観測された場合
南海トラフ地震	「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合		発生した南海トラフ地震の震度に応じて「地震対策」の配備基準により体制を執る
津波	—	津波注意報が発表された場合		(1) 津波警報が発表された場合 (2) 大津波警報（特別警報）が発表された場合
大規模事故	—	町内及びその周辺において大規模な事故が発生し、被害拡大に警戒を要する場合 ※想定する事故 ・道路事故 ・船舶事故 ・沿岸排出油事故 ・航空機事故		町域に大規模事故災害による被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合 ※想定する事故 ・道路事故 ・船舶事故 ・沿岸排出油事故 ・航空機事故
原子力災害	【情報収集体制】 情報収集事態（御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態）の発生を認知した場合	【警戒体制】 (1) 警戒事態の発生を認知した場合 (2) 原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合 (3) 国から警戒事態発生の連絡を受けた場合 ※警戒事態を判断する EAL については原子力災害対策指針参照 ・静岡県において震度6弱以上の地震発生 ・静岡県において大津波警報の発令 ・東海地震注意情報の発表 等		【警戒本部設置体制】 (1) 原子力事業者から特定事象（原災法第10条事象）発生の通報を受けた場合 (2) 国、県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合 ※施設敷地緊急事態を判断する EAL については原子力災害対策指針参照
				【災害対策本部設置体制】 (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条）を発出した場合 (2) 町長が状況を判断し必要と認めた場合

※対象河川の危険水位

河川名	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
大井川	細島	130 c m	170 c m	270 c m	330 c m
湯日川	千草橋	120 c m	170 c m	190 c m	200 c m
坂口谷川	坂口谷川橋	210 c m	240 c m	270 c m	320 c m